

職員の給与に関する条例

平成27年 2 月20日 条例第29号

最終改正：令和 7 年 3 月31日 条例第 3 号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 この条例に基づく職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、管理職手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支払)

第3条 この条例に基づく給与は、通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合には、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料)

第4条 職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

(給料表及び職務の級)

第5条 給料表は、行政職給料表（別表第1）に定めるところによる。

2 第1項の給料表（以下「給料表」という。）は、第33条に規定する職員以外のすべての職員に適用する。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級（以下「職務の級」という。）に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める級別基準職務表に定めると

おりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務として組合規則で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第6条 職員の職務の級は、組合規則で定める基準に従い決定する。

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、組合規則で定める初任給の基準に従い決定する。
- 3 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、組合規則の定めるところにより決定する。
- 4 職員の昇給は、組合規則で定める日に、当該職員の勤務成績に応じて行うものとする。
- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、昇給調査対象期間（昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間（昇給させる年度の前年度の4月2日以後に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から当該年度の3月31日までの期間）をいう。以下同じ。）の全部を勤務した職員であつて当該昇給調査対象期間における大阪広域環境施設組合職員基本条例（平成27年条例第16号）第14条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第3区分に属するものとされた者について、4号給とすることを標準として組合規則で定める基準に従い算定した号給数（以下「基準昇給号給数」という。）に、次項及び第7項に定めるところによる調整を行い、決定するものとする。
- 6 昇給調査対象期間の全部を勤務した職員の昇給の号給数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。
 - (1) 前年度昇給調査対象期間（昇給させる年度の前々年度の4月1日から3月31日までの期間（昇給させる年度の前々年度の4月2日以後に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から当該年度の3月31

日までの期間)をいう。以下同じ。)における大阪広域環境施設組合職員基本条例第14条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第1区分又は第2区分に属するものとされた職員(昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間に、新たに採用された職員(以下「前年度新規採用職員」という。)を除く。)) 昇給させる年度の前年度の昇給に係る基準昇給号給数(以下「前年度昇給基準昇給号給数」という。)から4(昇給させる年度の前々年度の4月2日以後に新たに職員となった者で組合規則で定めるものにあつては、他の職員との均衡を考慮して組合規則で定める数。)(以下「基準調整数」という。)を減じて得た数を基準昇給号給数から減じて得た数(その数が0以下になる場合にあつては、0)に相当する号給数

(2) 前年度昇給調査対象期間における大阪広域環境施設組合職員基本条例第14条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第4区分又は第5区分に属するものとされた職員(前年度新規採用職員及び次号に掲げる職員を除く。)) 基準昇給号給数に基準調整数から前年度昇給基準昇給号給数を減じて得た数を加えて得た数に相当する号給数

(3) 前年度昇給調査対象期間における大阪広域環境施設組合職員基本条例第14条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第5区分に属するものとされた職員であり、かつ、前年度昇給調査対象期間において法第29条の規定による懲戒処分(免職を除く。)を受けた職員その他当該人事評価の結果及び前年度昇給調査対象期間における欠勤(やむを得ない事由によるものとして管理者が定める欠勤を除く。)の日数を考慮して前号に定める号給数とすることが適当でないと管理者が認める職員(前年度新規採用職員を除く。)) 基準昇給号給数に相当する号給数

(4) 前3号に掲げる職員以外の者 基準昇給号給数に相当する号給数

7 前項の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいずれかの日に56歳に達することとなる昇給調査対象期間の全部を勤務した職員であって当該昇給調査対象期間における大阪広域環境施設組合職員基本条例第14条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第1区分又は第2区分に属するものとされた者の昇給の号給数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 前年度昇給調査対象期間における大阪広域環境施設組合職員基本条例第14条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第1区分又は第2区分に属するものとされた職員（前年度新規採用職員を除く。） 0号給

(2) 前年度昇給調査対象期間における大阪広域環境施設組合職員基本条例第14条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第4区分又は第5区分に属するものとされた職員（前年度新規採用職員及び次号に掲げる職員を除く。） 基準昇給号給数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数に基準調整数から前年度昇給基準昇給号給数を減じて得た数を加えて得た数に相当する号給数

(3) 前年度昇給調査対象期間における大阪広域環境施設組合職員基本条例第14条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第5区分に属するものとされた職員であり、かつ、前年度昇給調査対象期間において法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。）を受けた職員その他当該人事評価の結果及び前年度昇給調査対象期間における欠勤（やむを得ない事由によるものとして管理者が定める欠勤を除く。）の日数を考慮して前号に定める号給数とすることが適当でないと管理者が認める職員（前年度新規採用職員を除く。） 基準昇給号給数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数

(4) 前3号に掲げる職員以外の者 基準昇給号給数を4で除して得た(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数

8 第5項の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいずれかの日に56歳に達することとなる昇給調査対象期間の全部を勤務した職員であって当該昇給調査対象期間における大阪広域環境施設組合職員基本条例第14条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第3区分、第4区分又は第5区分に属するものとされた者を第4項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより決定するものとする。

(1) 前年度昇給調査対象期間における大阪広域環境施設組合職員基本条例第14条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第4区分又は第5区分に属するものとされた職員(前年度新規採用職員及び次号に掲げる職員を除く。) 基準調整数から前年度昇給基準昇給号給数を減じて得た数に相当する号給数を当該職員の昇給の号給数とする。

(2) 前年度昇給調査対象期間における大阪広域環境施設組合職員基本条例第14条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第5区分に属するものとされた職員であり、かつ、前年度昇給調査対象期間において法第29条の規定による懲戒処分(免職を除く。)を受けた職員その他当該人事評価の結果及び前年度昇給調査対象期間における欠勤(やむを得ない事由によるものとして管理者が定める欠勤を除く。)の日数を考慮して前号に定める号給数とすることが適当でないと管理者が認める職員(前年度新規採用職員を除く。) 0号給を当該職員の昇給の号給数とする。

(3) 前2号に掲げる職員以外の者 0号給を当該職員の昇給の号給数とする。

- 9 第5項及び前項の規定にかかわらず、昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの間にその職務の級が1の職務の級から他の職務の級に移った職員を第4項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、他の職員との均衡を考慮して組合規則で定めるところにより決定するものとする。
- 10 第5項及び前2項の規定にかかわらず、昇給調査対象期間の全部を勤務した職員であって昇給調査対象期間に任期付職員（法第26条の6第7項第1号、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第3条若しくは第4条の規定により採用された職員をいう。以下この項において同じ。）から引き続いて任期付職員として採用された者（同種の任期付職員に引き続いて採用されたと管理者が認める者に限る。）を第4項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、他の職員との均衡を考慮して決定するものとする。
- 11 第5項及び前2項の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいずれかの日に57歳以上の年齢に達することとなる職員であって昇給調査対象期間の全部を勤務した者の昇給は、当該昇給調査対象期間における大阪広域環境施設組合職員基本条例第14条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において当該職員が属するものとされた同条第2項の表の左欄に掲げる区分が第1区分又は第2区分である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、基準昇給号給数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。
- 12 第4項、第5項及び第8項から前項までの規定によるもののほか、組合規則で定める事由により管理者が表彰を行った職員については、組合規則で定めるところにより、4号給を超えない範囲で昇給させることができる。
- 13 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うこと

ができない。

- 14 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 15 第4項から前項まで規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、組合規則で定める。
- 16 休職を命ぜられた職員が復職したときその他の職員との均衡上必要があると認められるときは、組合規則で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。
- 17 第22条の4第3項（第22の5第3項において準用する場合を含む。）に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の給料月額を定める規定にかかわらず、同表の規定による定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、算出率（その者の1週間当たりの勤務時間を組合規則で定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。
- 18 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、当該育児短時間勤務職員等の受ける給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。
- 19 育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、別表第1の規定による給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。

（初任給等の調整）

第7条 前条第2項の規定により号給を決定する場合において、対象となる職員が新たに給料表の適用を受けることとなる日の前日に単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年条例第30号）の適用を受ける職員であり、かつ、新たに受けることとなる号給の給料月額が組合

規則で定める額に達しないときは、当該職員の給料月額については、組合規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 2 前条第3項の規定により号給を決定する場合において、対象となる職員が新たに受けることとなる号給の給料月額が1の職務の級から他の職務の級に移った日の前日に受けていた給料月額に達しないときは、当該職員の給料月額については、組合規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の支給方法)

第8条 給料は、月の初日から末日までの期間について支給するものとし、支給日及びその支給方法は、組合規則で定める。

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者には、その日から異動後の給料を支給する。但し、離職又は死亡の際昇給を受けた者については、この限りでない。

- 2 職員が離職し又は死亡したときは、組合規則で定める場合を除き、その月の末日までの給料を支給する。但し、懲戒処分又は分限処分（組合規則で定める事由によるものに限る。）により離職したときは、その日までの給料を支給する。

- 3 離職した職員が即日又はその翌日職員となった場合の給料の支給については、引き続き在職するものとみなす。

- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月について支給すべき給料の額は、その月の現日数から勤務を要しない日（所定の勤務日でない日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割により計算する。

- 5 前4項に規定するもののほか、職員に新たに給料を支給すべき事由又は給料の支給をやめるべき事由が生じた場合その他給料の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(給料の減額)

第10条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1日又は1時間につき、勤務1日又は1時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

2 前項の承認の基準は、組合規則で定める。

3 第1項の承認があった場合でも、当該承認が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成27年条例第20号。以下「勤務時間条例」という。）第10条に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る療養のためのものを除く。以下「病気休暇」という。）を与えられたことにより所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないことについてのものであるときは、当該承認を受けた職員に与えられた病気休暇の日数が引き続き90日を超えるに至った日以後においては、その者が病気休暇を与えられたことにより勤務しなかった日（所定の勤務時間の全部を病気休暇を与えられたことにより勤務しなかった日に限る。）1日につき、その者の勤務1日当たりの給料額に100分の50を乗じて得た額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

4 前項に規定する日数の計算方法は、組合規則で定める。

(勤務1日又は1時間当たりの給料額)

第11条 前条第1項及び第3項に規定する勤務1日当たりの給料額は、給料の月額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

2 前条第1項に規定する勤務1時間当たりの給料額は、給料の月額を1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じたもので除した額とする。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養

親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、この条例の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものに対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入により生計を維持するものをいう。

(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 心身に著しい障害がある親族

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円(この条例の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものにあつては、3,500円とする)。

4 扶養親族たる子で15歳に達する日後の最初の4月1日以降にあるものがある場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。

第13条 削除

(地域手当)

第14条 職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の合計額の100分の16とする。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

ただし、組合規則で定める職員については、この限りでない。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っている職員
 - (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして組合規則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、28,000円（前項第1号に掲げる職員のうち同項第2号に掲げる職員でもあるものにあつては、その額に2分の3を乗じて得た額）を超えない範囲内において、同項各号に掲げる職員の区分に応じて組合規則で定める。
- （通勤手当）

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。ただし、組合規則で定める職員については、この限りでない。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員
 - (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で組合規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員
- 2 通勤手当の額は、組合規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として組合規則で定める期間をいう。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき組合規則で定める額とする。ただし、次に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、支給単位期間（当該合計額が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあつては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除き、以下同じ。）につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- (1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
 - (2) 自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき組合規則で定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
- 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の組合規則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の組合規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して組合規則で定める額を返納させるものとする。

(単身赴任手当)

第17条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の組合規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して組合規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して組合規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（組合規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が組合規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて組合規則で定める額を加算した額）とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして組合規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(在宅勤務等手当)

第17条の2 住居その他これに準ずるものとして組合規則で定める場所において、所定の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他組合規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、組合規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(管理職手当)

第18条 管理又は監督の地位にある職員のうち組合規則で指定するもの(以下「管理監督職員」という。)に対しては、その職務の特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

2 管理職手当の月額は、職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内において組合規則で定める。

(特殊勤務手当)

第19条 職員が次に掲げる特殊な勤務に従事した場合において、その勤務に対し給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるときは、その勤務の特殊性にかんがみ、業務能率及び技能の高揚に応ずるよう定めた特殊勤務手当を支給することができる。

(1) 身体若しくは生命に危険を及ぼし、又は健康に有害な影響を与える勤務

(2) 過度の疲労又は不快を伴う勤務

2 特殊勤務手当の種類及び支給される職員の範囲並びにその額は、別に条例で定める。ただし、その額は、特別の事情がある場合を除き、1月につき給料の月額の100分の25を超えてはならない。

(超過勤務手当)

第20条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられて勤務した職員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150まで（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員にあつては、100分の100から100分の150まで）の範囲内において組合規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第4条第4項の規定により、あらかじめ勤務時間条例第2条の規定により割り振られた1週間の所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられて勤務した職員には、当該所定の勤務時間を超えて勤務した時間（組合規則で定める時間を除く。）1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 前2項の規定により超過勤務手当が支給されることとなる勤務の時間の合計が1月につき60時間を超えた職員には、前2項の規定にかかわらず、その60時間を超えて勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定の適用を受ける場合にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を、前項の規定の適用を受ける場合にあつては100分の50を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 勤務時間条例第6条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した時間のうち当該時間外勤務代休時間の指

定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、第 1 項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、100分の175）から第 1 項に規定する組合規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を、第 2 項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の25を乗じて得た額の超過勤務手当を、支給することを要しない。

（夜間勤務手当）

第21条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員には、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当りの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（勤務 1 時間当たりの給与額）

第22条 前 2 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を 1 週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じたもので除した額とする。

（宿日直手当）

第23条 宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）を命ぜられて勤務した職員には、その勤務 1 回につき、5,800円を超えない範囲内において組合規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 前 3 条の規定は、宿日直勤務については適用しない。ただし、宿日直勤務中において第20条に該当する勤務に従事した場合は、この限りでない。

（超過勤務手当等の特例）

第24条 監視又は断続的勤務に従事する職員については、超過勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当について、その勤務の特殊性に基づき、前 4 条の規定にかかわらず、組合規則で別段の定めをすることができる。

（超過勤務手当等に関する規定の適用除外）

第25条 第20条から前条までの規定は、組合規則で定める場合を除き、管理監督職員には適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第26条 管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により所定の勤務時間が割り振られた日以外の日勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（所定の勤務時間が割り振られた日以外の日に含まれる時間を除く。）であって所定の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して組合規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において組合規則で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において組合規則で定める額

(災害派遣手当等)

第27条 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条その他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため本組合に派遣された職員及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第55条その他の法律の規定により復興計画の作成等のため本組合に派遣された職員で、住所又は居所を離れて本組合構成団体の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

2 武力攻撃災害等派遣手当は、武力攻撃事態等における国民の保護のための

措置に関する法律（平成16年法律第112号）第153条（同法第183条において読み替えて準用する場合を含む。）その他の法律の規定により国民の保護のための措置の実施のため本組合に派遣された職員で住所又は居所を離れて本組合構成団体の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

3 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の7（同法第38条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により特定新型インフルエンザ等対策の実施のため本組合に派遣された職員で住所又は居所を離れて本組合構成団体の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

4 前3項に規定する手当（以下「災害派遣手当等」という。）の額は、1日につき「災害派遣手当の額の基準」（昭和37年自治省告示第118号）に定める額（大規模災害からの復興に関する法律第55条その他の法律の規定により復興計画の作成等のため本組合に派遣された職員にあつては、「災害派遣手当の額の基準」（平成25年内閣府告示第204号）に定める額）とする。

（地域手当等の支給方法）

第28条 地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び災害派遣手当等の支給方法に関し必要な事項は、組合規則で定める。

（期末手当及び勤勉手当）

第29条 6月又は12月に在職する職員には、別に条例の定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給する。

（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの等の号給の決定等）

第30条 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級又は8級であるものの号給は、組合規則で定める基準に従い決定する。

2 第6条第2項から第16項まで及び第7条の規定は、前項に規定する職員には適用しない。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第31条 第6条第2項から第16項まで、第12条及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員についての適用除外)

第32条 第12条、第15条及び第17条の規定は、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員には適用しない。

(臨時的任用職員の給与)

第33条 臨時的任用職員には、給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮して組合規則で定める額の給与を支給する。

2 前項の給与の支給方法に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(休職者の給与)

第34条 法第28条第2項第1号の規定による休職者に対しては、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

2 法第28条第2項第2号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

3 大阪広域環境施設組合職員基本条例第30条の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

(公務災害補償との関係)

第35条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の適用を受けて療養のため勤務に服さない期間については、期末手当及び勤勉手当を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(給与を受ける権利の処分禁止)

第36条 職員の給与を受ける権利は、これを処分することができない。

(給与から控除することができる掛金等)

第37条 次に掲げる掛金等については、職員に給料その他の給与を支給する際、職員の給与からこれらに相当する金額を控除することができる。

- (1) 大阪市職員互助会条例（昭和30年大阪市条例第3号）の規定による大阪市職員互助会（以下「互助会」という。）の掛金及びその事業に係る徴収金並びに互助会において取り扱う団体扱いに係る生命保険等の保険料
- (2) 大阪市職員共済組合の団体扱いに係る団体信用生命保険の特約保険料
- (3) 事務局に設けられた職員相互間の福利又は親睦のための会で管理者が指定するものの会費
- (4) 労働金庫及び全大阪労働者共済生活協同組合に対する払込金

(施行の細目)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 大阪市の職員であったものであって、引き続き職員となったもののうち、職員となった日においてなお大阪市の職員であった場合に適用される職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第11条の3第3項及び附則の規定の適用を受けるものに対する当該規定は、同条例の例による。

(60歳を超える職員の給料に関する特例)

- 3 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第5項において「特定日」という。）以後、当該職員の受ける給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び

非常勤職員

- (2) 職員の定年等に関する条例（平成27年条例第18号）第8条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員
 - (3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 5 法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第7項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（組合規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5項に規定する職員を除く。）であって、

同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、組合規則で定めるところにより、前２項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- ８ 附則第３項から前項までに定めるもののほか、附則第３項の規定による給料月額、附則第５項の規定による給料その他附則第３項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則（平成27年４月１日条例第54号）

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（再任用職員の経過措置）

- ２ 改正後の条例の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の４第１項又は同法第28条の５第１項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）である者のうち、新級が附則別表第１職務の級欄に掲げる級である職員の施行日から平成31年３月31日までの間における給料月額は、給料表、職務の級及び期間の区分に応じて附則別表第１に定める額とする。
- ３ 前項の規定にかかわらず、給与条例第18条第１項の規定による管理職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、給料表、職務の級及び期間の区分に応じて附則別表第２に定める額とする。

附則別表第１ 施行日から平成31年３月31日までの間における再任用職員の経過措置額表（附則第２項関係）

給 料 表	職務の級	期 間			
		施行日から 平成28年３ 月31日まで	平成28年４ 月１日から 平成29年３ 月31日まで	平成29年４ 月１日から 平成30年３ 月31日まで	平成30年４ 月１日から 平成31年３ 月31日まで
行政職給料表	２ 級	242,580 円	236,603 円	231,674 円	226,745 円
	３ 級	253,403 円	241,920 円	236,880 円	231,840 円
	４ 級	263,738 円	249,371 円	247,300 円	247,300 円

附則別表第2 施行日から平成31年3月31日までの間における再任用職員の経過措置額表（附則第3項関係）

給料表	職務の級	期 間			
		施行日から 平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
行政職給料表	2級	243,824円	236,603円	231,674円	226,745円
	3級	254,702円	241,920円	236,880円	231,840円
	4級	265,090円	249,371円	247,300円	247,300円

附 則（平成28年4月1日条例第11号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（号給の切替え）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表が次の表の左欄に掲げる給料表であって、同日における職務の級が次の表の右欄に掲げる職務の級である職員の施行日における号給は、施行日の前日において当該職員が受けていた号給の号数から4を減じて得た数（その数が0以下になる場合にあつては、1）を号数とする号給とする。

行政職給料表	5級及び6級
--------	--------

附 則（平成28年11月30日条例第21号）抄

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事

項は、管理者が定める。

附 則（平成29年 7 月28日 条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の条例第34条第 1 項の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に開始する地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第28条第 2 項第 1 号に掲げる事由による休職（以下「病気休職」という。）について適用し、適用日前に開始した病気休職については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、適用日前に傷病手当金（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第68条第 1 項に規定する傷病手当金又は健康保険法（大正11年法律第70号）第99条第 1 項に規定する傷病手当金をいう。）の支給期間がある職員（適用日前に職員の退職手当に関する条例（平成27年 条例第38号）第 1 条に規定する職員であつた者に限る。）に係る適用日以後に開始する病気休職（当該支給期間に係る疾病又は負傷及びこれらにより生じた疾病（以下「傷病」という。）と同一の傷病による病気休職に限る。）については、この条例による改正前の職員の給与に関する条例第34条第 1 項の規定は、なおその効力を有する。ただし、当該病気休職の開始の際当該職員が取得している資格（地方公務員等共済組合法第 3 条第 1 項に規定する地方公務員共済組合の組合員の資格又は健康保険法第 4 条に規定する健康保険の保険者に属する被保険者の資格をいう。以下同じ。）が当該支給期間に係る資格と同一の法律に基づく資格である場合に限る。

附 則（平成30年 4 月 1 日 条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(平成33年 3 月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 2 平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第 1 項ただし書の規定は適用せず、改正後の条例第12条第 3 項及び第 4 項並びに第13条の規定の適用については、第12条第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき6,500円（この条例の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級であるもの（以下「6 級職員」という。）にあつては、3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき10,000円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については11,000円（この条例の適用を受ける職員でその職務の級が 6 级以上であるもの（以下「6 级以上職員」という。）にあつては10,000円）、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき8,000円（職員に配偶者のない場合にあつては、そのうち 1 人については11,000円（6 级以上職員にあつては10,000円））、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち 1 人については11,000円（6 级以上職員にあつては9,000円））」と、同条第 4 項中「扶養親族たる子で」とあるのは「扶養親族のうちに第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 5 号に該当する扶養親族で」と、「特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族」と、第13条第 1 項中「扶養親族（7 级以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7 级以上職員から 7 级以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者のないときは、その旨を含む。）」と、同項第 1 号中「場合（7 级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備

するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」と、同条第2項中「扶養親族（7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合に」とあるのは「扶養親族がある場合に」と、「扶養親族たる配偶者、父母等がある7級以上職員が7級以上職員以外の職員となった場合、扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者、扶養親族たる子（配偶者のない職員の扶養親族たる子に限る。）若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。）」と、「6級職員が6級職員及び7級以上職員」とあるのは「6級以上職員が6級以上職員」と、「に該当する事実が生じた場合においては」とあるのは「若しくは第3号に該当する事実が生じた場合においては」と、

「特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族でない者が特定扶養親族」と、「又は扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「又は前条第2項第2号、第3号若しくは第5号に該当する扶養親族でない者が特定扶養親族」と、同項ただし書中「扶養

親族（7級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級以上職員から7級以上職員」とあるのは「扶養親族がある場合、6級以上職員から6級以上職員」と、「扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に同項第1号」とあるのは「扶養親族たる配偶者、扶養親族たる子（配偶者のない職員の扶養親族たる子に限る。）若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。）がある場合又は職員に同項第1号若しくは第3号」と、「ときは」とあるのは「ときは、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除き」と、同条第3項中「は、扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「は、扶養親族たる配偶者、扶養親族たる子（配偶者のない職員の扶養親族たる子に限る。）若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。）」と、「7級以上職員以外のものが7級以上職員となった場合、扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で6級職員及び7級以上職員以外のものが6級職員となった場合又は」とあるのは「6級以上職員以外のものが6級以上職員となった場合、」と、「者がある」とあるのは「者がある場合又は第1項第4号に該当する事実が生じた」と、「改定する」とあるのは「改定する。ただし、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者があったものについて第1項第3号に掲げる事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときの当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定は、その届出を受理した日の属する月の翌月から行う」とする。

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の条例第12条第1項ただし書の規定は適用せず、改正後の条例第12条第3項及び第4項並びに第13条の規定の適用については、第12条第3項中「扶養親族たる配偶

者、父母等については1人につき6,500円（この条例の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（以下「6級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については9,000円（この条例の適用を受ける職員でその職務の級が6级以上であるもの（以下「6级以上職員」という。）にあつては6,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,000円（職員に配偶者のない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（6级以上職員以外の職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第4項中「扶養親族たる子で」とあるのは「扶養親族のうちに第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族で」と、「特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族」と、第13条第1項中「扶養親族（7级以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7级以上職員から7级以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者のないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（7级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び7级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」と、同条第2項中「扶養親族（7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合に」とあるのは「扶養親族がある場合に」と、「扶養親族たる配偶者、父母等がある7級以上職員が7級以上職員以外の職員となった場合、扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。）」と、「6級職員が6級職員及び7級以上職員」とあるのは「6級以上職員が6級以上職員」と、「に該当する事実が生じた場合においては」とあるのは「若しくは第3号に該当する事実が生じた場合においては」と、

「特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族でない者が特定扶養親族」と、「又は扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「又は前条第2項第2号、第3号若しくは第5号に該当する扶養親族でない者が特定扶養親族」と、同項ただし書中「扶養親族（7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級以上職員から7級以上職員」とあるのは「扶養親族がある場合、6級以上職員から6級以上職員」と、「扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に同項第1号」とあるのは「扶養親族たる配偶者若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。）がある場合又は職員に同項第1号若しくは第3号」と、「ときは」とあるのは「ときは、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者のな

いものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除き」と、同条第3項中「は、扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「は、扶養親族たる配偶者若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。））」と、「7級以上職員以外のものが7級以上職員となった場合、扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で6級職員及び7級以上職員以外のものが6級職員となった場合又は」とあるのは「6級以上職員以外のものが6級以上職員となった場合、」と、「者がある」とあるのは「者がある場合又は第1項第4号に該当する事実が生じた」と、「改定する」とあるのは「改定する。ただし、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者があったものについて第1項第3号に掲げる事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときの当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定は、その届出を受理した日の属する月の翌月から行う」とする。

- 4 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、改正後の条例第12条第1項ただし書の規定は適用せず、改正後の条例第12条第3項及び第13条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「が6級」とあるのは「が6级以上」と、「6級職員」とあるのは「6级以上職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（7級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級以上職員から7級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び7級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母

等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（7級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合に」とあるのは「扶養親族がある場合に」と、「日から、扶養親族たる配偶者、父母等がある7級以上職員が7級以上職員以外の職員となった場合」とあるのは「日から」と、「6級職員が6級職員及び7級以上職員」とあるのは「6級以上職員が6級以上職員」と、同項ただし書中「（7級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級以上職員から7級以上職員」とあるのは「がある場合、6級以上職員から6級以上職員」と、同条第3項中「7級以上職員以外のものが7級以上職員となった場合、扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で6級職員及び7級以上職員以外のものが6級職員」とあるのは「6級以上職員以外のものが6級以上職員」とする。

附 則（平成30年12月5日条例第12号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（給与の内払）

- 3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（令和元年7月23日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関

する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、第27条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月16日条例第15号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（令和2年7月20日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年7月22日条例第6号（令和4年12月5日条例第16号
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第9項））

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月5日条例第16号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日から同条の規定の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、第1条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 4 前3項に定めるもののほか、第1条の規定の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

(暫定再任用職員の給料月額等)

- 5 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（短時間勤務の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第2項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が同条第3項（第22の5第3項において準用する場合を含む。）に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の規定による基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 6 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該暫定再任用職員の1週間当たりの勤務時間を組合規則で定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 7 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員

が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の規定による基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を組合規則で定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 8 第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第6条第2項から第16項まで、第12条及び第15条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

附 則（令和5年3月31日条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月14日条例第7号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月25日条例第13号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日から同条の規定の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、第1条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 4 前3項に定めるもののほか、第1条の規定の施行に伴う清算その他の必要な事項は、管理者が定める。

附 則（令和6年4月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年5月17日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年12月 6 日条例第12号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（給与の内払）

- 3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（令和 7 年 3 月31日条例第 3 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間におけるこの条例による改正後の職員の給与に関する条例第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、この条例の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるものとして組合規則で定める職員に対しては」と、同条第 2 項中「(5) 心身に著しい障害がある親族」とあるのは「
(5) 心身に著しい障害がある親族
(6) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の状態にある者を含む。）
」と、同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」と

あるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

別表第1

行政職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	174,800	203,500	256,100	288,900	350,700	384,000	498,400	558,400
2	175,700	205,200	257,400	290,300	353,100	386,600		
3	176,600	207,000	258,700	291,700	355,400	389,200		
4	177,500	208,800	260,000	293,100	357,700	391,700		
5	178,300	210,400	261,400	294,500	359,900	394,300		
6	179,200	212,100	262,700	295,900	362,300	396,900		
7	180,100	213,800	264,000	297,300	364,600	399,500		
8	181,000	215,500	265,300	298,700	367,000	402,100		
9	181,900	217,300	266,700	300,200	369,300	404,600		
10	183,000	219,000	268,000	301,700	371,700	407,100		
11	184,100	220,700	269,300	303,200	374,100	409,600		
12	184,900	222,400	270,600	304,700	376,400	412,100		
13	186,000	224,200	272,000	306,300	378,700	414,500		
14	187,100	225,900	273,300	307,800	381,100	416,700		
15	188,200	227,600	274,600	309,300	383,500	418,800		
16	189,300	229,300	275,900	310,800	385,800	421,000		
17	190,400	231,100	277,300	312,400	388,100	423,100		
18	192,000	232,800	278,700	313,900	390,400	424,900		
19	193,600	234,500	280,100	315,400	392,700	426,700		

20	195, 200	236, 200	281, 500	316, 900	394, 900	428, 500		
21	196, 800	238, 000	282, 700	318, 500	397, 200	430, 200		
22	198, 500	239, 700	284, 100	320, 000	399, 100	431, 800		
23	200, 200	241, 400	285, 500	321, 500	401, 000	433, 400		
24	201, 900	243, 100	286, 900	323, 000	403, 100	435, 000		
25	203, 500	244, 900	288, 100	324, 600	404, 700	436, 600		
26	205, 200	246, 600	289, 500	326, 100	406, 300	438, 000		
27	206, 900	248, 300	290, 900	327, 600	407, 800	439, 400		
28	208, 600	250, 000	292, 300	329, 100	409, 400	440, 800		
29	210, 200	251, 800	293, 500	330, 700	410, 900	442, 300		
30	212, 000	253, 600	294, 900	332, 300	412, 500	443, 300		
31	213, 800	255, 400	296, 300	333, 900	414, 000	444, 200		
32	215, 600	257, 200	297, 700	335, 500	415, 400	445, 100		
33	217, 300	259, 000	299, 000	337, 100	416, 800	446, 100		
34	218, 700	260, 900	300, 400	339, 100	418, 200	447, 000		
35	220, 100	263, 400	301, 800	341, 100	419, 400	447, 900		
36	221, 500	265, 000	303, 200	343, 100	420, 700	448, 800		
37	223, 000	266, 600	304, 500	345, 100	421, 900	449, 800		
38	224, 300	268, 000	305, 900	347, 000	423, 000	450, 700		
39	225, 600	269, 400	307, 300	348, 800	424, 000	451, 600		
40	226, 900	270, 800	308, 700	350, 600	425, 000	452, 500		
41	228, 100	272, 000	310, 100	352, 300	426, 100	453, 400		
42	229, 400	273, 300	311, 500	353, 400	426, 500	454, 300		
43	230, 700	274, 600	312, 900	354, 500	427, 000	455, 200		
44	232, 000	275, 900	314, 300	355, 700	427, 500	456, 100		
45	233, 100	277, 200	315, 700	356, 800	427, 800	457, 000		
46	234, 400	278, 500	317, 500	357, 900	428, 100	457, 900		

47	235, 700	279, 800	319, 300	358, 900	428, 500	458, 800		
48	237, 000	281, 100	321, 100	360, 000	428, 700	459, 700		
49	238, 100	282, 300	322, 800	361, 000	428, 900	460, 500		
50	239, 000	283, 500	324, 600	362, 000	429, 200	461, 400		
51	239, 900	284, 700	326, 400	363, 000	429, 500	462, 300		
52	240, 800	285, 900	328, 200	364, 000	429, 700	463, 200		
53	241, 800	287, 200	329, 900	365, 100	429, 900	464, 000		
54	242, 700	288, 400	331, 700	366, 100		464, 500		
55	243, 600	289, 600	333, 500	367, 100		465, 000		
56	244, 500	290, 800	335, 300	368, 100		465, 500		
57	245, 500	292, 000	337, 000	369, 200		466, 100		
58	246, 400	293, 200	338, 800	370, 200		466, 400		
59	247, 300	294, 400	340, 600	371, 200		466, 700		
60	248, 200	295, 600	342, 400	372, 200		466, 900		
61	249, 100	296, 800	344, 100	373, 200		467, 100		
62	249, 800	298, 000	345, 600	374, 300		467, 400		
63	250, 500	299, 200	347, 100	375, 300		467, 700		
64	251, 200	300, 400	348, 600	376, 400		467, 900		
65	251, 900	301, 600	349, 900	377, 200		468, 100		
66	252, 500	302, 800	350, 900	378, 100				
67	253, 100	304, 000	351, 900	379, 000				
68	253, 700	305, 200	352, 900	379, 900				
69	254, 400	306, 400	353, 800	380, 800				
70	255, 000	307, 600	354, 100	381, 300				
71	255, 600	308, 800	354, 400	381, 800				
72	256, 200	310, 000	354, 600	382, 400				
73	256, 800	311, 200	354, 800	382, 900				

74	257,400	312,400	355,100	383,200				
75	258,000	313,600	355,400	383,500				
76	258,600	314,800	355,600	383,800				
77	259,100	315,900	355,800	384,100				
78	259,400	316,200	356,100	384,400				
79	259,700	316,500	356,400	384,700				
80	259,900	316,700	356,600	385,000				
81	260,100	316,900	356,800	385,200				
82	260,400	317,200	357,100	385,500				
83	260,700	317,500	357,400	385,800				
84	260,900	317,700	357,600	386,000				
85	261,100	317,900	357,800	386,200				
86	261,400			386,500				
87	261,700			386,800				
88	261,900			387,000				
89	262,100			387,200				
90	262,400							
91	262,700							
92	262,900							
93	263,100							
94	263,400							
95	263,700							
96	263,900							
97	264,100							

備考

- (1) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
- (2) この表の 1 級19号給から31号給までのいずれかを受ける職員のうち

組合規則で定めるものの給料月額は、この表の規定にかかわらず、
215,600円とする。

(3) この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
基準給料 月額	195,300 円	246,300 円	253,100 円	270,200 円	299,200 円	326,400 円	370,600 円	420,200 円

別表第2

行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行うとともに、 担当係長等を補佐する主務の職務
4級	担当係長の職務
5級	課長代理又は担当課長代理の職務
6級	課長又は担当課長の職務
7級	部長の職務
8級	事務局長の職務